

令和 7 年第 2 回水戸市議会定例会

陳情文書表（Ⅰ）

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 4 号	7 . 5 . 26	笠原地区の市街化調整区域における地区計画等を活用した良好な市街地の形成を求める陳情	《陳情趣旨》 時下、ますます御清栄のことお喜び申し上げます。貴市議会においては、日頃から市政発展、市民福祉の向上に御尽力いただいていることに対し敬意を表する。さて、このたび、笠原町の県庁舎の南側の市街化調整区域において、宅地化を可能とするよう、土地利用の合理化を進めるべく陳情する。笠原町は、平成 11 年に県庁舎が移転してから宅地化が進行しており、水戸市内でも最も発展が著しい地区である。その一方で、都市計画における市街化区域の設定が限定的であるため、建築や宅地造成が制限されるとともにインフラの整備が進みにくく、地域の全体的な発展が進んでいない。最近、市街化調整区域であっても、エリア指定により宅地化が進んでいる地域もあるが、農用地はエリア指定から外されている。しかし、昨今農業を営む者の高齢化や減少が進んでいるため、水戸市全体の発展を期するためには、県庁舎の南側の市街化調整区域において、農用地も含め、積極的に宅地化を進めるべきである。そして、良質な生活環境を確保し、水戸市の魅力向上を図るためには、地区計画等の都市計画制度の適切な活用により、計画的に開発を行うことが重要である。 以上の理由により、県庁舎のポテンシャルにより宅地の需要が大きいこの地域において、令和の時代にふさわしい、地区計画等を活用した良好な市街地の形成を求め、陳情するものである。何とぞ、特段の御配慮をお願い申し上げます。	建 設 企 業
第 5 号	7 . 5 . 28	就 学 前 の 教 育 ・ 保 育 施 設 ， 小 中 学 校 ， 高 校 ， 特 別 支 援 学 校 ， 福 祉 施 設 に お け る 救 急 搬 送 の 選 定 療 養 費 徴 収 の 中 止 を 求 め る 意 見 書 の 茨 城 県 へ の 提 出 に つ い て	《陳情趣旨》 茨城県では全国に先駆け 2024 年 12 月 2 日から、救急搬送時の選定療養費の徴収が開始された。救急車要請時の緊急性が認められない場合は選定療養費を徴収することで、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持することを目的とし、2025 年 3 月 28 日に県保健医療部から出された検証結果には、軽症の搬送が前年の同時期比で 1 割減。適正利用や救急医療の逼迫緩和に「一定の効果があつた」との報道もあつた。大病院への救急搬送 21,874 件のうち、選定療養費の徴収件数は 940 件で徴収率 4.3%。その内訳は 18 才未満が 1,593 件のうち徴収が 103 件で 6.5%。18 才以上の成人は 6,163 件のうち 408 件で 6.6%，高齢者 14,118 件のうち 429 件で 3.0%である。この運用では、県が推奨する茨城県救急電話相談 #8000 において「救急車を呼んで」との判断だった場合でも、搬送先で選定療養費が徴収された事案が報告されている。また、知事は先日の県議会定例会本会議にて「小児	文 福 教 社

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
		の陳情	や交通事故に遭われた場合でも、特定の集団を徴収対象から一律に除外することはしない」と答弁しており、現ガイドライン下では小中学校からの救急搬送も選定療養費の徴収対象となっている。保育や教育の現場では、苦痛を的確に伝えられない場合も多いという子どもの特性を鑑みると、救急車要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、教職員に判断結果の責任が重くのしかかっている。選定療養費を気にかけて救急搬送をちゅうちょしてしまい、万一手後れになることは絶対に避けなければならない。また、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校だけでなく、高齢者や障害者が生活している福祉施設においても同様と考える。 以上のことから、現場の職員が救急車要請を必要だと判断した場合、ためらうことなく救急車要請ができるよう、就学前の教育・保育施設、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における選定療養費徴収の中止を求める意見書を提出するよう、陳情する。 《陳情事項》 水戸市議会において、茨城県議会及び知事に「就学前の教育・保育施設、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における救急搬送の選定療養費徴収の中止を求める意見書」を提出すること。	
第 6 号	7.5.29	みと文化交流プラザを改修して、施設機能の存続を求める陳情	《陳情趣旨》 みと文化交流プラザについて、2024年12月水戸市議会において設置条例を廃止し、施設を解体し五軒市民センターとして平屋建てに改築するとされた。今年4月に閉鎖され、多くの利用者が多大な不便を被っている。長年、慣れ親しんだ施設であり、大変重厚な建物でもあり、現施設を解体するのではなく改修を行い、施設と機能を存続し、水戸市の文化活動・市民活動の拠点として、今後も長く活用できるよう切に願い陳情する。市街地中心部にあるという立地条件のよさからも、広範な市民が利用しやすい集会施設、継続的な文化活動やサークル活動の練習や発表の場、多様な交流施設として長年愛用され、年3万人以上が利用し登録団体は300を超えている。大小の会議室、ピアノや壁面鏡つきの多目的室、和室、調理室、授乳室、印刷室、フリースペース、喫茶室、コンサート等もできる500人収容の大集会室（ホール）も備え、大きな収容能力があったからである。閉鎖後、水戸市は他の市民センターを利用せよと言うが、例えば、これまで週1回、毎月4回の練習をしてきた合唱団、太極拳など各種の趣味のサークルは、2週ごとにあちこちの市民センターを借り歩かねばならず、思いもよらない場所探しの苦労と多大な不便を被っ	総務 環 境

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
			ている。市民の自主的なサークル活動などは、便利な立地と継続的に安定して利用できる施設があつてこそ続けられるもので、あちこち施設を渡り歩き、中には交通の便が悪い、駐車場も少ないなど利用が困難な施設もあり、高齢者も増えている市民に対し、行政として配慮を欠いた施策ではないだろうか。 長年、愛用してきた活動の場を失い、多大な不便と場所探しに苦勞している市民や、活動の継続自体が困難になっているサークルもあることから、みと文化交流プラザは、老朽化対策等の必要な改修をして、幅広い市民が安心安全に集える施設、長く愛用される市民文化の拠点として、ぜひとも存続していただきたく陳情するものである。 また、施設の駐車場が満車となり付近の有料駐車場の利用を迫られることが多くあつたので、満車の際には隣接の五軒町立体駐車場を無料または割引料金で利用できるように措置することもあわせて陳情する。	